

—最近における小動物臨床情報 (I)—

日本獣医療問題研究会 (JAMLAS) の設立

～獣医療トラブルを解決に向けて～

山村穂積<sup>†</sup> (日本獣医療問題研究会会長)



1 はじめに

私が獣医師になろうと思った時期は55年ほど前の昭和28年頃で小学校の中程であった。我が家の犬が私の目の前で大きな犬に咬まれ、家畜病院で手当を受けたが死亡した。その時から「自分の犬は自分で治す」と誓った。その夢が獣医師になり臨床という道に進んだ。

この時代には、犬は近所や知り合いから貰え、また柴犬では5千円くらいで購入できた。飼育環境も殆どが屋外であり番犬的位置づけであった。

昨今、犬は屋内飼育となり、家族の一員として愛情が注がれているため、動物診療施設(「診療施設」)は医療機関と同等の役割を飼い主に求められている。同時にかつては想像もつかなかったような様々なトラブルが一部に生じ、その解決はもはや我々の手中を超えているのが現状である。

2 獣医師知識水準と飼い主の承諾

診療施設で起きるトラブルは治療に関する内容がほとんどである。技術(獣医療)水準は、大学、高度医療、専門、夜間など診療施設の規模や状態、地域や個人により異なる。飼い主は獣医療の質を要求するが、個人診療施設での技術や知識レベルの差は大きく均一化されていない。訴訟となると個人診療施設の獣医療水準を無視している。また、診療施設に連れてこられたペットは、すでに重篤な場合もある。そして、外科疾患でありながら、内科治療を望み、抜歯が必要であっても、承諾されない。これらの治療方針や方法の決定は全て飼い主にある。また「慰めたこと」が「過失を認めた」ように取り扱われることもある。いずれにしても、飼い主の権利意識は強く、診療、手法は飼い主本位で左右される。

3 診療報酬の高額化と飼い主の意識

ペットの飼育件数の増加とペットの平均寿命が延び、また人に対する医療と同程度の獣医療を求める。そして極めて細かい対応と質を要求する飼い主中心の獣医療へと変化した。

診療施設は個人獣医師から会社化、総合病院化、高度医療化、専門化、そして夜間専門などと変容し、その結果として獣医師と飼い主との交流が少なく、良好なコミュニケーションが薄くなってきている。一方で高額医療機の導入は診療報酬の高額化を導いた。診療報酬は本来はペットの生命、疾病診断に値する額であるにも拘わらず、飼い主の経済状況、飼育環境、考え方、および地域差による意識差によって左右されるケースが大きい。そのため、一般的常識からは想像もつかぬような問題が発生し、それが最悪はクレームや獣医療訴訟に発展する。

4 診療施設のトラブルの認識

大学や高度医療診療施設などでは積極的な治療が行われ、その裏付けがしっかり構築されている。一般診療施設ではインフォームドコンセントにより90%以上の飼い主は納得する。しかし一部に飼い主の承諾が受けられず手遅れとなった、また起こり得ることをすべて説明した結果飼い主の精神的不安をあおった、最良の治療を承諾せず悪い結果となった、診療に対する疑問、質問で対応が悪かったなど多くの原因でトラブルが発生、拡大する。トラブルが起こるとお互いに「言った、言わない」などの水掛け論となり、更なる両者の関係が悪化する。飼い主はインターネットや他の診療施設や獣医師から情報を集め、又この情報から求める要求は、財産的価値、治療費、交通費、葬儀費用、慰謝料、弁護士費用、その他合計金額を膨らませ、獣医師に対して多額な請求をし、又折り合いがつかず訴訟となる。

トラブルを防ぐ手段として、飼い主に伝えた治療診療

<sup>†</sup> 連絡責任者：山村穂積 (日本獣医療問題研究会会長)

〒174-0072 板橋区南常盤台1-14-11 ☎03-5965-6669 FAX 03-5965-6115 E-mail : info@jamlas.net

方法など記載した文章や契約書にサインをもらう。しかしリスクマネジメントだけをやりすぎるとコミュニケーション不足に向かってしまう。

## 5 獣医療問題研究会の設立

近年診療施設への理不尽な訴訟が増え、この訴訟から診療施設を守るには多くの臨床獣医師の協力と獣医療に研鑽した弁護士団が不可欠である。そんな中、本会理事である春日 寛弁護士と対話をする機会を得た。対話の中で、診療施設における危機管理や問題解決の研究会設立に8名の顧問弁護士を推薦してくれた。そこで2008年3月に「日本獣医療問題研究会（以後JAMLAS）Japan Animal Medical Legal Affairs Society」が発足した (<http://www.jamlas.net/>)。

会員は現在、獣医師（約76名）、診療施設関連企業（26社）、そして顧問弁護士団（9名）で構成している。

## 6 研究会の基本的姿勢

JAMLASでは、診療施設や獣医師が提訴されることがある中で、法律についての知識不足を単に弁護士に相談するのではなく、会員と顧問弁護士団が共に議論を重ね共同研究をし、知識、経験を蓄積し、これによって真実の解明と理不尽なトラブルが起きないように尽くすことを基本姿勢としている。

診療施設では訴訟されると医薬品を使用している関係から医療の文献をもとに論議がされる。獣医療裁判は人間の医療裁判を流用しているにすぎず、診療施設、大学や専門病院との獣医療水準の差や動物種による違いを考慮したものではない。また飼い主の自己責任や、治療対象が動物であることを含め相対的な判断がくだされていない。そのため理不尽な妥当性に欠ける決定に終わることが考えられる。これらいろいろな症例（事例）を研究検討し、その蓄積や経験から弁護をすることが必要である。

## 7 活動状況

現在、年2回の研究会を開催している。平成20年5月10日、第1回研究会は春日 寛弁護士「裁判では」、太田 恵慈獣医師「動物病院に対するクレームの現状」、小宮山典寛獣医師「獣医療過誤を避けるためには」、平成21年1月18日、第2回研究会、熊谷裕平弁護士「裁判事例にみる獣医療訴訟における裁判所の考え方」、関 道夫獣医師「重大事故発生時対応シミュレーション」、青木芳秀獣医師「未収金との戦い」など講演され

た。さらに平成21年3月2日～3月8日に、ロスアンゼルスとラスベガスの診療施設の視察を組み、その中でロサンゼルス、ボナベンジャーホテルにおいて、獣医眼科専門医であり弁護士である Duane Flemming D.V.M.氏に「カルフォルニアの訴訟の現状」を講演していただいた。またその全講演内容をDVDとして会員に販売した。

平成21年度は7月12日に、坪井昌造弁護士「裁判実例に基づく獣医療訴訟の傾向と対策」、有里正夫獣医師「クレーム回避の試み」、大野秀樹獣医師「経費の節約および受付管理ソフト」の講演を行った。

## 8 今後の展望と対策

診療施設では、インフォームドコンセントやコミュニケーション不足、そしてペットが死亡したことでのトラブルがほとんどを占める。このようなトラブルを起こさないためのリスクマネジメントとコミュニケーションのスキルアップを痛感する。同時に、トラブルが起きた場合には、速やかにADR（Appropriate Dispute Resolution、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」）にのっとり、話し合いの場を設け、訴訟に至らないように打開策を講じるべきである。そのため、JAMLASの基本理念を定め、症例検討を通し獣医療水準を踏まえ、当事者間の合意を得、紛争の解決を図る。しかし、当事者が一般常識の話し合いが通じない場合は難しいことであり、課題は残る。

今後は組織として活動できる体制の確立、連携、情報の一元化を図り、診療施設のリスクマネジメントとコミュニケーションの方法論を確立する。また“インフォームドコンセント指針”などを検討する。

会員相互では、リスクマネジメントの情報交換や共有化、クレーム対応の相談の場として、顧問弁護士団との信頼関係を築いていくことである。

## 9 おわりに

JAMLASのロゴマークはオリーブの葉をデザインし、診療施設を取り巻くトラブルを、花言葉の「平和・知恵」で、安心・納得・満足のできる環境づくりに貢献できればと考えている。



JAMLAS ロゴマーク